

低所得加算の考え方（案）

1. 制度の概要

- 私立高校等の生徒については、高等学校等就学支援金として、118,800円を助成（学校設置者が代理受領）する。そのうち低所得世帯の生徒については、所得に応じて助成金額を1.5倍～2倍した額を上限として助成する。

① 年収250万円未満程度の世帯 118,800円の2倍額(237,600円)

② 年収250～350万円未満程度の世帯に対して118,800円の1.5倍の額(178,200円)

※これらの年収についてはあくまで目安であり、具体的な所得確認基準は以下のとおり。

2. 所得確認

- 所得確認の基準は、世帯構成を考慮した基準である住民税所得割額を活用することを検討。

- 具体的な基準

① 237,600円を助成する基準（年収250万円未満程度に相当）

→ 住民税所得割額が非課税である場合

② 178,200円を助成する基準（年収250～350万円未満程度に相当）

→ 住民税所得割額が18,900円以下である場合

※なお、保護者の住民税所得割を合算した額が18,900円以下であれば加算対象。

※年収は、4人家族（妻は専業主婦、子ども2人（うち高校生1人））の世帯を想定した場合を参考として掲げている。

3. 所得基準の考え方

原則：

以下の基準を踏まえ、低所得加算対象となるかどうかの実質的な要件審査については、各学校において行うことを検討。

① 保護者（学校教育法第16条に規定する保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。）以下同じ。）の所得とする。

② 保護者がいない場合は本人の所得とする。

※なお、本人や家族が収入を得ている場合であっても、保護者の所得には合算しない。

※20歳以上の場合については、なお検討中。

4. 確認書類

- 所得確認のための提出書類は、住民税所得割額が確認できるものとする。具体的には、課税証明書・納税通知書によることが考えられるが、どの書類を用いて確認するかは各都道府県の裁量とする方向。

※ 配偶者の所得確認としては、扶養対象配偶者であることの確認書類や非課税証明書・課税証明書などが考えられる。